千葉県立保健医療大学教員等の懲戒処分に係る審査手続に関する規程

（趣旨）

第１条 この規定は、教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号。以下「法」という。）第９条第２項で準用する同法第４条第５項の規定に基づき、千葉県立保健医療大学評議会（以下「評議会」という。）が行う学長、副学長、学部長、図書館長及び教員の懲戒処分の審査手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

（審査の申立て）

第２条 学部長は、教員に地方公務員法第２９条第１項各号に掲げる懲戒事由（以下「懲戒事由」という。）に該当するおそれのある事案が発生した場合には、学長に報告するとともに、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、学長に審査の申し立てをする。

２ 学長は、前項により学部長から審査の申立てがあったときは、評議会に付議する。

３ 学長は、第１項の場合に、学部長が審査の申し立てを行わない場合でも懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、評議会に付議することができる。

４ 学部長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した場合において、第１項から第３項までの規定中、「学部長」とあるのは「副学長」と読み替えるものとする。

５ 学長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した場合において、第１項から第３項までの規定中、「学長」とあるのは「副学長」と読み替えるものとする。

６ 学長は、副学長、学部長、図書館長に懲戒事由に該当するおそれのある事案が発生した場合に、懲戒処分の検討が必要であると認めたときは、評議会に付議することができる。

（ハラスメント及び性暴力等事案に係る懲戒手続）

第３条　教員のキャンパス・ハラスメント及び性暴力等事案に係る懲戒手続については、前条第１項及び第２項の規定にかかわらず、千葉県立保健医療大学キャンパス・ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程の定めるところによる。

（審査説明書の記載事項）

第４条 評議会が法第９条第２項で準用する同法第４条第２項の規定に基づき交付する説明書（以下「審査説明書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

（１）審査を受ける者の氏名、職名及び所属学科

（２）審査の理由

（３）審査説明書の交付年月日

（４）法第９条第２項で準用する同法第４条第３項の規定に基づき、評議会に対し口頭又は書面で陳述することを請求できる旨の教示

２ 前項に規定する審査説明書の様式は、様式第１号のとおりとする。

（陳述の請求手続）
第５条 陳述を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、審査説明書を受領した日の翌日から起算して１４日以内に評議会に対し、その旨を記載した請求書（以下「陳述請求書」という。）を提出しなければならない。
２ 前項に規定する陳述請求書の様式は、様式第２号のとおりとする。
３ 陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
（１）請求者の氏名、職名及び所属学科
（２）陳述請求の理由
（３）陳述の方法
４ 陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。
（陳述）
第６条 評議会は、陳述請求書を受理したときは、口頭陳述については、陳述の日時及び場所等を、書面陳述については提出期日等を、当該陳述の日時又は提出期日の６日前までに、書面により請求者に通知するものとする。
２ 請求者が、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。
（参考人等の陳述等）
第７条 評議会は、審査に関し必要があるときは、請求者又は参考人その他必要と認める者に対し、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。
（口頭陳述の手順及び実施方法）
第８条 口頭陳述は、一つの事案につき、おおむね３０分以内とする。
２ 評議会の構成員は、請求者による陳述が終了したのち、当該陳述の内容に関して、請求者に対して質問することができる。
３ 口頭陳述は、非公開とする。
（教員懲戒委員会）
第９条 評議会は、この規程に基づく審査又は審査に係る事案の事実その他必要な事項の調査を行うため、教員懲戒委員会を置くことができる。
２ 教員懲戒委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。
（１）副学長
（２）学部長
（３）事務局長
（４）その他、学長が必要と認めた者
３ 教員懲戒委員会は、第１項に規定する審査又は調査の結果について、書面により評議会に報告するものとする。
４ 評議会は、前項の教員懲戒委員会の報告を審査するものとする。
（補足）

第１０条 法及びこの規程に定めるもののほか、大学教員の懲戒処分の審査の実施について必要な事項は、評議会が別に定める。

附 則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

審　査　説　明　書

（氏名）	（職名）
（所属学科・専攻名）	
（審査の理由）	
上記理由により、評議会において懲戒処分の審査を行うことに決定したので、教育公務員法第９条第２項で準用する同法第４条第２項の規定に基づき、この審査説明書を交付します。 年　　月　　日 千葉県立保健医療大学評議会	
（教示） この審査説明書を受領した日の翌日から起算して１４日以内に請求することにより、評議会に対し口頭又は書面で陳述する機会が与えられます。 上記の期間内に陳述請求書を提出しない場合は、陳述の機会を放棄したものとみなされます。	

様式第２号（第４条関係）

陳　情　請　求　書

（陳情請求の理由）

（陳情の方法）

□　評議会への口頭陳述　　□　評議会への書面陳述

年　　月　　日

所属学科
請求者　　職　　名
氏　　名